

道路脇の草刈りに協力いただける団体を募集します

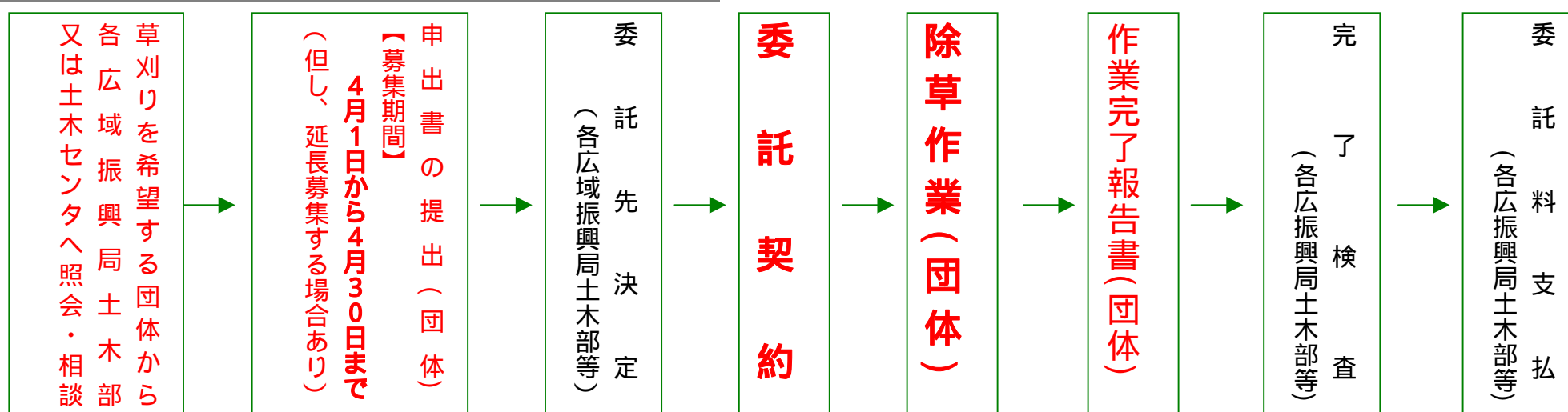
～住民団体等への草刈り業務委託制度～

道路環境課

道路をいつも安心・安全で使いやすい状態に保つためには、草刈り、清掃、除雪、施設の修理等日常の管理が欠かせません。その中で県が管理する道路脇の草刈りは、これまで県が統一的な基準で実施してきたため、地域の実情にあっていないという声が多数寄せられていました。

このような状況を踏まえ、県では平成18年度にモデル地区を選定し、「住民団体等による草刈り業務委託」を試験的に実施したところ、多くの地区から地域の実情にあった草刈りができて満足であるという声をいただいたことから、**住民団体等と協働で実施する草刈り業務委託制度を県内各地で推進**していきます。

委託制度のながれ（平成23年度版）



6月初旬頃

草刈り実施範囲

草刈りの対象箇所は道路両脇 **0.5～1.0m** とします(図参照)。草刈りの実施区間は、最寄りの各広域振興局土木部又は土木センターと協議の上決定し、委託を受ける団体が存在する地域、または隣接地域の範囲内とします。

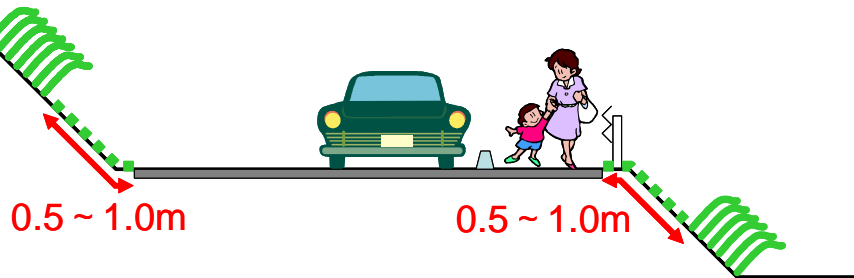


図 草刈り範囲イメージ

対価について

除草面積、作業方法によって決定します。保険代、道路使用許可申請費用、交通誘導員費用は含まれています。処分費が必要な場合は別途協議します。

【参考】下表は平成22年度単価の例

	除草作業のみ	除草・集草作業	除草・集草・積込運搬
1,000m ² ～ 1,200m ² の場合 (最低面積)	38,850円	48,300円	61,950円
面積加算分 (200m ² 毎)	4,620円	6,510円	9,240円

留意事項

業務委託期間は**概ね3ヶ月間**です。希望する団体は概ね 20人以上の団体を目安とします。契約できる面積は事務手続き業務を考慮して 1,000m²以上とします(上図の刈幅の場合は、約500～1,000mの延長相当)。契約できる額は、100万円までとします。慣れない作業となるため、安全面には最大限注意していただくこととなります。特に道路使用許可申請、交通誘導員の配置、保険加入(障害・賠償)については必須となります。必要に応じてヘルメット、安全チョッキ等の貸し出しをいたします。上記については、地域の実情を考慮しますので、お気軽に窓口にご相談ください。

住民団体等への草刈り業務委託制度の詳細は、こちらの道路環境課ホームページをご覧ください！！

<http://www.pref.iwate.jp/list.rbz?nd=815&ik=3&pnp=17&pnp=66&pnp=781&pnp=815>